

指導検査基準（指定短期入所生活介護【ユニット型】） ユニット型以外の単独型、空床利用及び併設事業所を除く。

事 項	基本的な考え方及び観点	根拠法令	確認書類等
第1 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、指定短期入所生活介護の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>法第73条第1項 都条例111第140条の3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概況説明 ・定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
第2 人員に関する基準	<p>1 従業員の員数</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとにユニット型指定短期入所生活介護事業の提供に当たる次に掲げる従業者区分に応じた員数を置いているか。</p> <p>医師 1人以上 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上 介護職員又は看護職員若しくは准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上 栄養士 1人以上</p> <p>ただし、利用定員（基準条例149条第1項に規定する利用定員）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所で他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かない</p>	<p>法第74条第1項 施行要領第3の八の4(1) 都条例111第147条第1項 都規則141第31条第1項</p> <p>施行要領第3の八の1の(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員名簿（職種や常勤・非常勤等がわかるもの） ・職員の勤務状況がわかる書類（勤務スケジュール表、出勤簿、タイムカード等） ・雇用契約書 ・各職種の資格証明書 ・職員の履歴書 ・利用者数が分かる書類（利用者名簿、業務日誌等）

	<p>ことができる。</p> <p>機能訓練指導員 1人以上 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数</p> <p>(2) (1)の利用者数は、前年度の平均値により算定しているか。 ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。</p> <p>(3) (1) の生活相談員並びに(1) の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は常勤となっているか。 生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する条例(平成24年東京都条例第40号)第5条第2項に定める生活相談員に準じているか。</p> <p>(4) (1) の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、以下の資格を有する者となっているか。 ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。 なお、機能訓練指導員は、当該指定短期入所介護事業所の他の職務に従事することができる。</p> <p>ア 理学療法士 イ 作業療法士 ウ 言語聴覚士 エ 看護職員 オ 柔道整復師 カ あん摩マッサージ指圧師</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第129条第1項に規定する基準を満たすことをもって、(1)～(4)に規定する基準を満たすも</p>	<p>都規則141第31条第3項</p> <p>都規則141第31条第5項 施行要領第3の八の1の(2)</p> <p>都規則141第31条第6項 施行要領第3の八の1の(3)</p> <p>都条例111第147条第2項</p>	
--	--	--	--

<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>のとみなす。</p> <p>2 管理者</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において管理者を置いているか。</p> <p>(2) (1)の管理者は、専ら当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。</p> <p>ただし、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。</p> <p>1 利用定員等</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用定員等は、20人以上とし、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けているか。</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第131条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、上記の利用定員に関する基準を満たしているものとみなす。</p> <p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。</p> <p>ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物にあっては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関</p>	<p>都条例111第148条第1項</p> <p>都条例111第148条第2項</p> <p>都条例111第171条準用(第149条)</p> <p>法第74条第2項</p> <p>都条例111第170条第1項</p> <p>施行要領第3の八の2の(2)</p> <p>都条例111第170条第</p>	<p>・定員数が分かるもの (運営規程、利用者名簿等)</p> <p>・事業所の構造設備が分かる平面図等、建物の構造が耐火構造かどうか分かる書類 (建物の登記簿、賃貸借契約書等)</p> <p>・指定申請書・変更届の控え</p>
--------------------	--	---	--

	<p>し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の ~ のいずれかの要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>(3) ユニットケアを行うためには、利用者の自律的な生活を保障する居室(個室)と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当する部屋)が不可欠であることから、ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、事業所全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的に構成される場所(ユニット)を単位として構成し、運営しているか。</p> <p>なお、利用者が自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの利用者と交流したり、多数の利用者が集まったりすることができる場所を設けることが望ましい。</p> <p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる ~ の設備を設けるとともに指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>また、それぞれの基準を満たしているか。</p> <p>ユニット</p> <p>ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活</p>	<p>2I項</p> <p>都規則141第38条第2項第1号</p> <p>都規則141第38条第2項第2号</p> <p>都規則141第38条第2項第3号</p> <p>施行要領第3の八の4の(3)</p> <p>施行4要領第3の八の4の(3)</p> <p>都条例111第170条第3項・第4項</p> <p>施行要領第3の八の4</p>	
--	---	---	--

	<p>に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなっているか。</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) 1の居室の定員は1人とする事。 ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けているか。 また、1つのユニットの利用定員は、12人以下としているか。 ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、この限りではない。 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所が所在する区市町村の長の意見を聴いた上で、知事が特に必要と認める場合であること。 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用定員を当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の数で除した数が12を超えないこと。 同一の階に複数のユニットを配置する場合にあつては、第40条第2号の規定により1人以上の介護職員及び看護職員が配置されている2ユニットの利用定員が24人を超えないこと。</p> <p>(3) 利用者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上とすること。</p> <p>(4) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者相互間の視線の遮断を確保すること。</p> <p>(5) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。</p> <p>ロ 共同生活室</p> <p>(1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利</p>	<p>の(3)</p> <p>都条例111第170条第4項第1号</p> <p>都条例111第170条第4項第2号</p> <p>都規則141第38条第6項</p> <p>都条例111第170条第4項第3号</p> <p>都条例111第170条第4項第4号</p> <p>都条例111第170条第4項第5号</p> <p>都規則141第38条第5</p>	<p>・設備・備品の台帳、レンタル契約書、居室の定員数が分かるもの（運営規程、利用者名簿等）</p> <p>・事業所の構造設備が分かる平面図等、指定申請書・変更届（写）</p>
--	--	---	--

	<p>用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。</p> <p>(2) 床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えること。</p> <p>八 洗面設備 各居室又は各共同生活室に相当数設け、要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>二 便所 各居室又は各共同生活室に相当数設け、要介護者の使用に適したものとすること。</p> <p>浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。</p> <p>医務室 調理室 洗濯室又は洗濯場 汚物処理室 汚物処理室は、他の設備と区別された一定のスペースを有すれば足りるものであること。</p> <p>また、焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けるものとする。</p> <p>介護材料室 ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的な運営が見込まれる場合であって、かつ、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者のサービスの提供に支障がないときは、～の設備を、設けないことができる。</p> <p>(5) 上記(1)～(4)のほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備は次の基準を満たしているか。 廊下の幅は、1.5m以上(中廊下にあっては1.8m以上)とす</p>	<p>項第1号イ(1)</p> <p>都規則141第38条第5項第1号イ(2)・(3)</p> <p>都規則141第38条第5項第1号ロ</p> <p>都規則141第38条第5項第1号ハ</p> <p>都規則141第38条第5項第1号ニ</p> <p>施行要領第3の八の2の(10)</p> <p>施行要領第3の八の2の(11)</p> <p>都条例111第170条第3項</p> <p>都条例111第170条第5項</p>	
--	---	--	--

<p>第4 運営に関する基準</p>	<p>ること。 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。 階段の傾斜を緩やかにすること。 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第153条第1項から第5項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(4)の基準を満たしているとなすことができる。</p> <p>1 管理者の責務 (1) 管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業員の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業員に、基準条例の「第4 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>2 運営規程 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 事業の目的及び運営の方針 従業員の職種、員数及び職務の内容 利用定員 ユニットの数及び各ユニットの利用定員</p>	<p>都条例111第170条第6項</p> <p>都条例111第180条準用（第51条第1項）</p> <p>都条例111第180条準用（第51条第2項）</p> <p>都条例111第172条</p>	<p>・事業所の構造設備が分かる平面図等、指定申請書・変更届（写）</p> <p>・組織図、組織規程</p> <p>・運営規程、職務分担表、業務報告書、業務日誌等</p> <p>・運営規程 ・指定申請書及び変更届</p>
--------------------	--	--	--

	<p>指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 通常を送迎の実施地域 (当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所が通常時にユニット型指定短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。) 指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 その他運営に関する重要事項</p> <p>3 勤務体制の確保等</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、従業員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) (1)の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、次の ~ に定める職員配置を行っているか。 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業員によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定短期入所者生活介護については、この限りでない。</p> <p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。</p> <p>4 対象者等</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図る</p>	<p>都条例111第173条第1項</p> <p>都条例111第173条第2項 都規則141第40条</p> <p>都条例111第173条第3項</p> <p>都条例111第173条第4項</p> <p>都条例111第180条準用(第152条第1項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・勤務表 (職種や勤務形態が分かるもので、原則として月ごとのもの) ・雇用契約書 ・資格証明書 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等 ・業務委託契約書 ・研修受講修了証明書 ・職場内研修等の実施記録 ・利用者の心身等の状況の記録
--	--	---	--

	<p>ために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、ユニット型指定短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、ユニット型指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。</p> <p>5 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) サービス内容及び利用期間等についての同意については、「書面」によって確認しているか。</p> <p>6 提供拒否の禁止</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>7 サービス提供困難時の対応</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要なユニット型指定短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他のユニット型指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>8 受給資格等の確認</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	<p>都条例111第180条準用（第152条第2項）</p> <p>都条例111第180条準用（第153条）</p> <p>都条例111第180条準用（第13条）</p> <p>都条例111第180条準用（第14条）</p> <p>都条例111第180条準用（第15条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程、説明文書（重要事項説明書、契約書、パンフレット等） ・ 利用申込書 ・ 利用者の同意に関する文書 ・ 利用申込受付簿等 ・ 要介護度の分布がわかる資料 ・ 利用者名簿、運営規程 ・ サービス提供依頼書 ・ サービス提供票 ・ 利用者に関する記録（被保険者証の写）
--	--	---	--

	<p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。</p> <p>9 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>10 心身の状況等の把握</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>11 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際して、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村への届出等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨を説明、居宅介護支援事業者に関する情報を提供その他の法定代理受領サービスの提供に必要な援助を行っているか。</p> <p>12 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画</p>	<p>都条例111第180条準用(第16条第1項)</p> <p>都条例111第180条準用(第16条第2項)</p> <p>都条例111第180条準用(第17条)</p> <p>都条例111第180条準用(第19条)</p> <p>都条例111第180条準</p>	<p>・サービス提供票</p> <p>・利用者に関する記録</p> <p>・利用者に関する記録</p> <p>・利用者に関する記録、サービス担当者会議の要点、サービス担当者に対する照会(依頼)内容等が分かる書類</p> <p>・利用者の届出書</p>
--	---	---	---

	<p>が作成されている場合は、当該計画に沿ったユニット型指定短期入所生活介護を提供しているか。</p> <p>13 サービスの提供の記録</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該ユニット型指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しているか。</p> <p>14 利用料等の受領</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者から受け取ることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていないか。</p> <p style="padding-left: 40px;">食事の提供に要する費用</p> <p style="padding-left: 40px;">滞在に要する費用</p>	<p>用（第20条）</p> <p>都条例111第180条準用（第23条第1項）</p> <p>都条例111第180条準用（第23条第2項）</p> <p>都条例111第174条第1項</p> <p>都条例111第174条第2項</p> <p>都条例111第174条第3項 施行要領第3の八の3の(4)の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス計画書 ・居宅サービス計画書 ・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供票・別表 ・サービス提供の記録 ・居宅サービス計画書 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等 ・サービス提供票・別表 ・領収書控、請求書控 ・給付明細書 ・運営規程(利用料その他の費用等) ・重要事項説明書 ・領収証控、請求書控 ・給付明細書 ・運営規程(利用料その他の費用等) ・重要事項説明書 ・領収証控、請求書控 ・給付明細書 ・送迎記録
--	---	--	---

	<p>利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。) 理美容に要する費用 ~ に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) ~ に掲げる費用の額については、別に厚生労働大臣が定めるところにより取り扱っているか。</p> <p>(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(3)に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。 また、(3)の ~ に掲げる費用の額については、文書により同意を得ているか。</p> <p>(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所生活介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所生活介護に要した費用の額とする。)に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>15 保険給付の請求のための証明書の交付</p>	<p>都規則141第41条</p> <p>都条例111第174条第41項</p> <p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書 ・その他説明文書 ・利用者の同意に関する書類 ・領収書控え ・領収書控え
--	---	--	---

	<p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該ユニット型指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>16 指定短期入所生活介護の取扱方針</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。</p> <p>(3) 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。</p> <p>(4) 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。</p> <p>(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所生活介護の提供方法等について、説明を行っているか。</p> <p>(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該ユニット型指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しているか。</p> <p>(8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供する指定短期</p>	<p>都条例111第180条準用（第25条）</p> <p>都条例111第175条第1項</p> <p>都条例111第175条第2項</p> <p>都条例111第175条第3項</p> <p>都条例111第175条第4項</p> <p>都条例111第175条第5項</p> <p>都条例111第175条第6項</p> <p>都条例111第175条第7項</p> <p>都条例111第175条第</p>	<p>・サービス提供証明書（控） （介護給付明細書代用可）</p> <p>・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供の記録 ・利用者に関する記録</p> <p>・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供の記録 ・使用しているパンフレット等</p> <p>・短期入所生活介護計画書 ・サービス提供の記録</p> <p>・身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身野状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ・短期入所生活介護計画書</p> <p>・評価を実施した記録</p>
--	--	--	--

	<p>入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>17 短期入所生活介護計画の作成</p> <p>(1)管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。</p> <p>この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。</p> <p>なお、短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(3)管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>(4)管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(5)短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成しているか。</p> <p>18 介護</p> <p>(1) 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、必要な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう支援しているか。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清</p>	<p>8I項</p> <p>都条例111第180条準用（第156条第1項） 施行要領第3の八の3の(5)の</p> <p>施行要領第3の一の3の(6)の</p> <p>都条例111第180条準用（第156条第2項）</p> <p>都条例111第180条準用（第156条第3項） 施行要領第3の八の3の(6)の</p> <p>都条例111第176条第1項</p> <p>都条例111第176条第2項</p> <p>都条例111第176条第</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護計画書 ・利用者に関する記録 ・居宅サービス計画書 ・短期入所生活介護計画書 ・短期入所生活介護計画書 ・説明・同意に関する書類 ・短期入所生活介護計画書を交付したことが分かる記録 ・居宅サービス計画書 ・短期入所生活介護計画書 ・利用者に関する記録 ・サービス提供に関する記録 ・短期入所生活介護計画 ・サービス提供の記録
--	---	--	---

	<p>潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、利用者に入浴の機会を提供しているか。</p> <p>ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるが、適切に行っているか。</p> <p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)～(4)に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しているか。</p> <p>(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。</p> <p>(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないが受けさせていないか。</p> <p>19 食事</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行っているか。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しているか。</p> <p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、利用者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を行うことを支援しているか。</p> <p>20 機能訓練</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能</p>	<p>31項</p> <p>都条例111第176条第41項</p> <p>都条例111第176条第51項</p> <p>都条例111第176条第61項</p> <p>都条例111第176条第71項</p> <p>都条例111第177条第11項</p> <p>都条例111第177条第21項</p> <p>都条例111第177条第31項</p> <p>都条例111第177条第41項</p> <p>都条例111第180条準用（第159条）</p>	<p>・短期入所生活介護計画</p> <p>・サービス提供の記録</p> <p>・短期入所生活介護計画</p> <p>・機能訓練に関する計画</p>
--	---	--	--

	<p>の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。</p> <p>21 健康管理 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置をとっているか。</p> <p>22 相談及び援助 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>23 その他のサービスの提供 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しているか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。</p> <p>24 利用者に関する区市町村への通知 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。</p> <p>25 緊急時等の対応 ユニット型短期入所生活介護従業者は、現にユニット型指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>26 定員の遵守</p>	<p>都条例111第180条準用（第160条）</p> <p>都条例111第180条準用（第161条）</p> <p>都条例111第178条第11項</p> <p>都条例111第178条第21項</p> <p>都条例111第180条準用（第30条）</p> <p>都条例111第180条準用（第163条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ 利用者の心身の状況に関する記録 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ 区市町村に送付した通知に係る記録 ・ 運営規程 ・ 利用者に関する記録 ・ サービス提供の記録 ・ 業務日誌等 ・ 協力医療機関との取り決めに関する書類
--	--	--	--

	<p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならないが、行っていないか。</p> <p>ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>27 地域等との連携</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民との連携、協力等により地域との交流に努めているか。</p> <p>28 衛生管理等</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めているか。</p> <p>29 非常災害対策</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的にこれらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。</p> <p>また、(1) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件()を満たす建築物(要緊急安全確認大規模建築物)の所有者は、平成27年12月31日までに耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告を行うための準備を進めているか。</p> <p>* 一定要件</p> <p>階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等もしくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物(既存耐震不適格建築物)の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよ</p>	<p>都条例111第179条 都規則141第42条第2号</p> <p>都規則141第180条準用(第165条)</p> <p>都条例111第180条準用(第109条1項)</p> <p>都条例111第180条準用(第109条2項)</p> <p>都条例111第180条準用(第110条)</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の名簿 ・利用契約書 ・運営規程 ・短期入所生活介護計画 ・サービス提供の記録 ・業務日誌等 ・消防計画又はこれに準ずる計画 ・通報連携体制に関する書類 ・訓練記録 ・衛生マニュアル等 ・衛生管理等に関する研修記録 ・消防計画又はこれに準ずる計画 ・防火管理者の届出書又は防火責任者を定めた書類 ・訓練その他消防業務の実施記録
--	--	--	--

	<p>う努めているか。</p> <p>30 掲示 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、ユニット型短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>31 秘密保持等 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>32 広告 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになってはならないか。</p> <p>33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>34 苦情処理 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置その他必要な措置を講じているか。</p>	<p>都条例111第180条準用（第33条）</p> <p>都条例111第180条準用（第34条第1項）</p> <p>都条例111第180条準用（第34条第2項）</p> <p>都条例111第180条準用（第34条第3項）</p> <p>都条例111第180条準用（第35条）</p> <p>都条例111第180条準用（第36条）</p> <p>都条例111第180条準用（第37条第1項）</p> <p>都条例111第180条準</p>	<p>・重要事項に関する掲示物</p> <p>・秘密保持に関する雇用時の誓約書等</p> <p>・利用者及び家族の同意書</p> <p>・パンフレット ・ポスター等、広告</p> <p>・運営規程 ・掲示物 ・指定申請書・変更届（写）</p>
--	--	--	--

	<p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しているか。</p> <p>35 事故発生時の対応</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置について記録その他必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p>	<p>用（第37条第2項） 都条例111第180条準用（第37条第3項）</p> <p>都条例111第180条準用（第37条第4項）</p> <p>都条例111第180条準用（第39条第1項）</p> <p>都条例111第180条準用（第39条第2項）</p> <p>施行要領第3の八の3の(15)準用（第3の一の3の(25)の）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情に関する記録 ・ 指導等に関する記録 ・ 関係書類 （苦情処理等、改善状況報告等） ・ 指導・助言及びその改善等に関する記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡マニュアル類 ・ 事故記録等
--	--	---	--

	<p>36 会計の区分</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において経理を区分するとともに、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p> <p>(2) 具体的な会計処理の方法等については、平成12年老計第8号「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」及び平成13年3月28日老振発第18号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」により、適切に行われているか。</p> <p>37 記録の整備</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。</p> <p>短期入所生活介護計画 基準条例第166条において準用する第23条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 基準条例第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 基準条例第166条において準用する基準条例第30条に規定する区市町村への通知に係る記録 基準条例第166条において準用する基準条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 基準条例第166条において準用する基準条例第39条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>都条例111第180条準用（第40条） 施行要領第3の1の3(26)</p> <p>都条例111第180条準用（第166条1項） 平都条例111第180条準用（第166条2項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計関係書類 ・ 職員名簿 ・ 設備備品台帳 ・ 会計関係書類 ・ その他各種保存書類 ・ 短期入所生活介護計画書 ・ サービス提供の記録 ・ 身体拘束等に関する記録 ・ 区市町村への通知に係る記録 ・ 苦情等に関する記録 ・ 事故に関する記録
<p>第5 変更の届出等</p>			
<p>第6 介護給付費の算定及び取扱い</p>	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所者生活介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変</p>	<p>法第75条第1項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出書類（控） ・ 変更等に関する関係書類（定款、寄附行為等及びその登記

	<p>更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ているか。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所者生活介護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都知事に届け出ているか。</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>ただし、指定短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 算定の区分等</p> <p>(1) 平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める施設基準」の七のイに適合し、かつ、平成12年厚生省告示第29号「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」の一のイ、八を満たすものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める基準」の八に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) (1)について、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>法第75条第2項</p> <p>法第41条第4項 平12厚告19（平24厚告96）の一別表の8 平12老企39</p> <p>平12厚告19（平24厚告96）の二</p> <p>平12厚告19（平24厚告96）の三</p> <p>平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注1</p>	<p>簿の謄本又は条例等、事業所の平面図、運営規程、職員名簿)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護計画書 ・介護給付管理表 ・介護給付費請求書 ・介護給付明細書 ・サービス提供票・別票 ・サービス提供証明書 （「短期入所生活介護サービスコード表」参照） ・加算体制届出 （以下同じ）
--	---	---	--

	<p>(3) 利用者の数又は介護職員若しくは看護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の三に該当する場合は、平成12年厚生省告示第27号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」の三により算定しているか。</p> <p>3 ユニット型短期入所生活介護の施設基準減算 ユニット型短期入所生活介護費について、平成12年厚生省告示第26号「厚生労働大臣が定める施設基準」の九（次の ）を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p> <p>4 機能訓練指導員に係る加算 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>5 看護体制加算 次のそれぞれ掲げる「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 看護体制加算（ ）4単位 次に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>平12厚告19（平24厚告87）別表の8のイ及びロの注2</p> <p>平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注3</p> <p>平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注4</p> <p>平12告26（平24告97）十五</p>	
--	--	---	--

	<p>常勤の看護師を1名以上配置していること。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(2) 看護体制加算 () 8単位 次に掲げる基準に適合すること。 当該事業所の看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。 当該事業所の看護職員により、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保していること。 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>6 夜勤職員配置加算 「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」(夜勤を行う介護職員・看護職員数が最低基準を1以上上回っている場合)を満たすものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>(1) 夜勤職員配置加算 () 13単位 ユニット型以外において算定</p> <p>(2) 夜勤職員配置加算 () 18単位 ユニット型において算定</p> <p>7 認知症行動・心理症状緊急対応加算 医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>8 若年性認知症利用者受入加算 「厚生労働大臣が定める基準」(受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに</p>	<p>平12告27(通所介護費等の算定方法)</p> <p>平12告27(通所介護費等の算定方法)</p> <p>平12厚告19(平24厚告96)別表の8のイ及び口の注5 平12告29・一八</p> <p>平12厚告19(平24厚告96)別表の8のイ及び口の注6</p> <p>平12厚告19(平24厚告96)別表の8のイ及び口の注7</p>	
--	--	---	--

	<p>個別の担当者を定めていること。)に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定短期入所生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、6の認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>9 送迎加算</p> <p>利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>10 単独型短期入所生活介護費()</p> <p>次のいずれかに該当する者に対して、単独型短期入所生活介護費を支給する場合は、単独型短期入所生活介護費()を算定しているか。</p> <p>イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> <p>ロ 厚生労働大臣が定める施設基準(居室の面積が10.65㎡以下)に適合する従来型個室を利用する者</p> <p>ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者</p> <p>11 緊急短期入所受入加算</p> <p>緊急短期入所体制確保加算を算定している事業所が、次のイ、ロに該当する者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日)を限度として、1日につき60単位を所定単位数に加算することができるものであるが、適正になされているか。</p> <p>イ 利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所</p>	<p>平12告25(平24告96)十二</p> <p>平12厚告19(平24厚告96)別表の8のイ及びロの注8</p> <p>平12厚告19(平24厚告96)別表の8のイ及びロの注9</p> <p>平12告26(平24告97)十六</p> <p>平12厚告19(平24厚告96)別表の8のイ及びロの注10</p>	
--	--	--	--

	<p>の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けること必要と認めた者</p> <p>□ 現に利用定員の100分の95に相当する数の利用者に対応している指定短期入所生活介護事業所において、緊急に指定短期入所生活介護を受ける必要がある者</p> <p>なお、緊急短期入所体制確保加算に係る空床を確保していることについて、事業所内の見やすい場所に掲示するとともに、指定居宅介護支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化しているか。</p> <p>また、緊急利用枠も含め空床の有効活用を図る観点から、情報公表システム、当該事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等により、月一回程度、空床情報を公表するよう努めているか。</p> <p>12 連続して30日を超える日以降の短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定していないか。</p> <p>13 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所生活介護事業所が、「厚生労働大臣が定める療養食」(疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風及び特別な場合の検査食)の療養食を提供したときは、1日につき23単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。</p> <p>ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。</p> <p>ハ 食事の提供が、「厚生労働大臣が定める基準」(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)に適合する指定</p>	<p>平12老企40第二の2(13)才</p> <p>平12厚告19(平24厚告96)別表の8のイ及びロの注12</p> <p>平12厚告19(平24厚告96)別表の8のハの注</p> <p>平12告23(平24告95)十八</p> <p>平12告25(平24告96)十九</p>	
--	--	--	--

	<p>短期入所生活介護事業所において行われていること。</p> <p>二 療養食の献立表が作成されていること。</p> <p>14 在宅中重度者受入加算 指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 看護体制加算()を算定している場合(看護体制加算()を算定していない場合に限る。) 421単位</p> <p>ロ 看護体制加算()を算定している場合(看護体制加算()を算定していない場合に限る。) 417単位</p> <p>ハ 看護体制加算()及び()をいずれも算定している場合 413単位</p> <p>ニ 看護体制加算を算定していない場合 425単位</p> <p>15 サービス提供体制強化加算 次に掲げる「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しないこととなっているが、算定していないか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算() 12単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100の50以上であること。</p> <p>ロ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算() 6単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p>	<p>平 12 厚告 19 (平 24 厚告 96) 別表の 8 の 二の注 老企第 40 号第 2 の 2 (11)</p> <p>平12厚告19 (平24厚告96) 別表の8のホの注 平12告25 (平24告96) 二十一</p> <p>平 12 告 27 (通所介護費等の算定方法)</p> <p>平 12 告 27 (通所介護費等の算定方法)</p>	
--	--	---	--

	<p>□ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算 () 6単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 □ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>16 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成27年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算 () 2から14までにより算定した単位数の1000分の425に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算 () (1)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算 () (1)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員処遇改善加算 () 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 当該指定短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法そ</p>	<p>平 12 告 27 (通所介護費等の算定方法)</p> <p>平 12 厚告 19 (平 24 厚告 96) 別表の 8 のへの注</p> <p>平 12 厚告 25 の六</p>	
--	---	---	--

	<p>他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。</p> <p>(4) 当該指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われていること。</p> <p>(7) 次に掲げる基準のいずれかの基準に適合すること。</p> <p>次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを</p>		
--	---	--	--

	<p>除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての介護職員に周知していること。</p> <p>□ 介護職員処遇改善加算() イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、イ(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>ハ 介護職員処遇改善加算() イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>17 定員超過利用に係る減算 利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。</p>	<p>平12老企40第2の2の(2)</p>	
--	--	------------------------	--

この指導検査基準において、施行要領とは、平成25年3月29日付24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」を示す。